
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加) *
* 令和6年第1回 *
*

(令和6年3月22日)

目 次

令和6年3月22日 (追加)

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第30号	柏原市市税条例の一部改正について	1
議案第31号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	3
議案第32号	令和5年度柏原市一般会計補正予算(第14号)	8

議案第30号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月22日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。
附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第14条の2から第14条の5までを次のように改める。

第14条の2から第14条の5まで 削除

第14条の6を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第11条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

第14条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第11条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。

第14条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第14条の6の6から第14条の6の9までを次のように改める。

第14条の6の6から第14条の6の9まで 削除

第14条の6の10を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の10 第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

第14条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の8に次の1項を加える。

2 第11条第2項の規定は、前項の介護納付金賦課額について準用する。

第14条の11第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第14条の12を次のように改める。

(介護納付金賦課限度額)

第14条の12 第14条の8の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

第18条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「第14条の2」及び「若しくは第14条の6の6」を削り、「世帯別平等割額を除く。）又は」を「世帯別平等割額を除く。）若しくは」に改め、「若しくは第14条の4」を削り、「とする。）又は」を「とする。）若しくは」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「、第14条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第14条の6の6の額又は」を「の額若しくは」に改め、「若しくは第14条の4」を削る。

第20条第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、同条第4項中「又は第14条の2」を削る。

第20条の3第1項及び第2項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第4項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の6の8」を削る。

第20条の4第1項及び第2項中「又は第14条の2」を削り、同条第4項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、同条第5項中

「又は第14条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第32号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,121,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年3月22日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収入		1,181,264	48,924	1,230,188
	5 雑 入	874,711	48,924	923,635
歳 入 合 計		31,072,220	48,924	31,121,144

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,238,234	48,924	3,287,158
	1 総 務 管 理 費	2,549,777	48,924	2,598,701
歳 出 合 計		31,072,220	48,924	31,121,144

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土 木 費	2 道路橋りょう費	上市法善寺線道路整備事業	8,265

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第14号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
19		諸収入	1,181,264	48,924	1,230,188			
	5	雑入	874,711	48,924	923,635			
		2 雑入	873,581	48,924	922,505			
						1 雑入	48,924	退職手当に係る他会計負担金 2,902 その他雑入 46,022

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	3,238,234	48,924	3,287,158	2,902	46,022				
	1	総務管理費	2,549,777	48,924	2,598,701	2,902	46,022				
		1 一般管理費	911,440	43,924	955,364	その他	41,022				
						2,902		3 職員手当等	43,924	1	一般管理費職員給与費 退職手当
		5 企画費	138,993	5,000	143,993		5,000				
								12 委託料	5,000	2	ふるさと納税推進事業 ふるさと納税業務委託料

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括 (単位：千円)

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,361,181	3,806,232	4,505,216
補 正 後	1,405,105	3,850,156	4,549,140
比 較	43,924	43,924	43,924

職員手当の 内 訳	区 分	退職手当
	補 正 前	9,300
	補 正 後	53,224
	比 較	43,924

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,241,459	2,937,669	3,515,117
補 正 後	1,285,383	2,981,593	3,559,041
比 較	43,924	43,924	43,924

職員手当の内 訳	区 分	退職手当
	補 正 前	9,300
	補 正 後	53,224
	比 較	43,924

(2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職員手当	43,924	その他の増加分	43,924 退職手当 43,924